

20文科初第1312号
平成21年3月9日

各 国 公 私 立 大 学 長 } 殿
独立行政法人大学入試センター理事長 }

文部科学事務次官
銭 谷 眞 美

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示 及び移行措置について（通知）

このたび、平成21年3月9日文部科学省令第3号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、文部科学省告示第34号をもって、別添2のとおり、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新学習指導要領」という。）が公示されました。

また、現行の高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（以下「現行学習指導要領」という。）から新学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成21年3月9日文部科学省告示第38号をもって、別添3のとおり、平成21年4月1日から新学習指導要領が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領の特例を定める件が定められました。

本改正及び移行措置の概要並びにそれらの留意事項の詳細については、各都道府県教育委員会等に対し、別添4のとおり通知を發出しておりますので、御了知いただくとともに、特に大学入学者選抜については、下記の事項を踏まえた上で適切に実施されるよう御配慮願います。

なお、学習指導要領改訂に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1. 各教科等に共通した主な改善事項等

- (1) 新高等学校学習指導要領においては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力

等の育成のバランスに配慮し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図った上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実することにより、思考力・判断力・表現力等の育成について一層重視したこと。

(2) あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力の育成を重視し、国語科において適切に表現し的確に理解する能力や伝え合う力を育成し、我が国の言語文化への関心を深めるとともに、他の教科等においても批評、論述、討論といった学習活動（言語活動）を充実したこと。

(3) 上記(1)及び(2)の改善が図られること踏まえ、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、大学入学者選抜の改善について「入学者選抜において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等についてもバランスよく問い、これらの力を高等学校教育と大学教育が連携して育むことが重要である。このことは大学教育の改善にとっても極めて重要である」と指摘がなされていること。

2. 必履修科目の構成に関する事項

- (1) 国語、数学及び外国語の各教科については、共通必履修科目を設定したこと。
- (2) 理科について必履修科目の履修の柔軟性を向上させたこと。

3. 移行措置等に関する事項

- (1) 総則に規定する教育課程編成の一般方針や配慮事項については、平成22年度から新学習指導要領によること。ただし、各教科の科目及びその単位数や必履修科目の構成については、下記(2)及び(3)に示す取扱いとなるまでは現行学習指導要領によること。
- (2) 数学、理科及び理数の各教科については、平成24年度に入学する生徒に係る教育課程から新学習指導要領によることとされていること。このため、平成26年度に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はこれらの教科については新学習指導要領の科目を履修し、他の教科については現行学習指導要領の科目を履修していることに特に留意する必要があること。
- (3) 平成25年度以降に入学する生徒に係る教育課程からすべての教科等について新学習指導要領によることとされていること。このため、平成27年度以降に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はすべての教科について新学習指導要領の科目を履修していることに留意する必要があること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(ホーム>教育>小学校、中学校、高等学校>新しい学習指導要領)

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 教育課程課（内線2367）

高等教育局大学振興課大学入試室（内線2495）

(別添4)

20文科初第1312号

平成21年3月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官

銭谷眞美

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示 及び移行措置について（通知）

このたび、平成21年3月9日文部科学省令第3号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、文部科学省告示第34号をもって、別添2のとおり、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新学習指導要領」という。）が公示されました。

また、現行の高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（以下「現行学習指導要領」という。）から新学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成21年3月9日文部科学省告示第38号をもって、別添3のとおり、平成21年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（以下「特例告示」という。）が定められました。

今回の改正は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確にされた教育の目的及び目標に基づき、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下「答申」という。）を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要並びに移行措置の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の概要並びに移行措置の概要及び留意事項について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

別途、国公私立大学長及び独立行政法人大学入試センター理事長に対し、大学入学者選抜について新学習指導要領の趣旨を踏まえ適切に実施されるよう、別添4のとおり通知を發出しておりますので御了知ください。

記

1. 改正の概要

(1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

今回の教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき、答申を踏まえ、次の方針に基づき行ったものであること。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること
 - ・ 「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視したこと。
 - ・ 教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確にしたこと。これを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育等を充実したこと。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
 - ・ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視したこと。
 - ・ あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視したこと。
 - ・ これらの学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意

欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたこと。

③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

- ・ 体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを発達段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとしたこと。

(2) 主な改善事項

① 共通性と多様性のバランスの重視

- ・ 高等学校教育における共通性と多様性のバランスを重視し、国語、数学及び外国語の各教科について共通必修科目を設定するとともに、理科について必修科目の履修の柔軟性を向上させたこと。(別紙1参照)

② 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

- ・ 中学校と高等学校の円滑な接続の観点から、必要に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことにより、高等学校段階の学習に円滑に移行することを重視したこと。

③ 言語活動の充実

- ・ 言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であることから、国語科において適切に表現し的確に理解する能力や伝え合う力を育成し、我が国の言語文化への関心を深めるとともに、各教科等における批評、論述、討論といった学習活動を充実したこと。

④ 理数教育の充実

- ・ 科学技術の土台である理数教育の充実を図るため、近年の新しい科学的知見に関する内容を充実するとともに、数学科において統計に関する内容を必修化したり、指導内容と日常生活や社会との関連を重視する科目を新設したりするなどの改善を図ったこと。

⑤ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実したこと。
- ・ 具体的には、国語科での古典、地理歴史科及び公民科での歴史や宗教に関する学習、保健体育科での武道、芸術科での伝統音楽や我が国の美術文化などに関する指導を充実したこと。

⑥ 道徳教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、全教師が協力して効果的に展開できるようにするため、その全体計画を作成することとしたこと。
- ・ 公民科、特別活動などにおいて、人間としての在り方生き方に関する学習を充実したこと。

⑦ 体験活動の充実

- ・ ボランティア活動などの社会奉仕体験に関する活動や就業体験に関する活動の充

実を図ったこと。

- ・ 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることを明記したこと。

⑧外国語教育の充実

- ・ 外国語科に属する科目のうちコミュニケーション英語Ⅱ及びⅢにおいて、指導する語数の充実を図ったこと。
- ・ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とすることとしたこと。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとしたこと。

⑨職業に関する教科・科目の改善

- ・ 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善したこと。

(3) 施行及び適用の時期

新学習指導要領は、平成25年4月1日に施行し、同日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程から適用すること（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）。

2. 移行措置の概要及び留意事項

(1) 移行措置の概要

平成21年度から新学習指導要領が適用されるまでの間における移行措置の概要は、以下のとおりであるが、改正省令附則及び特例告示に従い、適切に教育課程の編成・実施を行うこと。（別紙2参照）

①平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

福祉科については、各学校の判断により、その全部又は一部を新学習指導要領にすることができること。

②平成22年度からの移行措置

ア 総則については、現行学習指導要領第1章第2款「各教科・科目及び単位数等」及び第3款「各教科・科目の履修等」に規定するものを除き、原則として、新学習指導要領によること。

イ 総合的な学習の時間については、その単位数の扱いを含め、新学習指導要領によること。

ウ 特別活動については、新学習指導要領によること。

エ 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科については、各学校の判断によ

り、その全部又は一部を新学習指導要領によることができること。

③平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

数学、理科及び理数の各教科については、新学習指導要領によること。

(2) 留意事項

①平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

福祉科の指導に当たっては、平成21年度の入学生に係る教育課程から、新学習指導要領による指導も可能となっているが、これは、平成24年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。

②平成22年度からの移行措置の留意事項

ア 平成22年度から平成24年度までの間の教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領第1章第1款「教育課程編成の一般方針」及び第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

イ 総合的な学習の時間及び特別活動については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにすること。

ウ 総合的な学習の時間の単位数について、特に必要がある場合には2単位とすることができることと規定しているが、これは、今回の改訂では各教科・科目において知識・技能の活用を図る学習活動の充実が図られることを踏まえ、各学校の教育課程の中で各教科及び当該教科に属する科目（学校設定科目及び学校設定教科を含む。）において知識・技能の活用を図る学習活動や探究的な学習活動等の充実が十分に図られている場合など、総合的な学習の時間を標準単位数で実施したときと同様にその目標が達成できると見込まれる場合に限って認められるものであることに留意すること。

③平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

数学、理科及び理数の各教科の指導については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにすること。

④その他

平成22年度以降に高等学校に入学する生徒には、中学校を卒業する年度の違いにより、中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）により学習した生徒や、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年文部科学省告示第99号）で定める特例により学習した生徒がいることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮すること。

3. 関連事項

(1) 新学習指導要領の周知・徹底

新学習指導要領の理念が各学校において実現するためには、各高等学校の教職員が新学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成21年度に集中的に周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領に関する説明会や研修会を開催するなど、教職員に対して周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(2) 新学習指導要領への円滑な移行等

平成24年度の入学生に係る教育課程は、数学、理科及び理数の各教科の必履修科目の構成やその標準単位数に変更がある。このことを踏まえ、各学校においては、必要に応じ、他教科も含めた教育課程全体を見通して教育課程の見直しを行うなどの配慮をすること。

また、各高等学校及び教育委員会等においては、平成24年度及び平成25年度からの新学習指導要領に基づく各教科の指導を円滑に実施できるよう、各学校や生徒の状況に応じた指導計画の作成、教員研修の充実などの準備を計画的に進めること。さらに、指導体制、教材、学校図書、学校施設・設備、ICT環境などの整備や、外部人材の活用、学校の事務負担の軽減を図ることにも留意すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(ホーム>教育>小学校、中学校、高等学校>新しい学習指導要領)

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
（下記以外）
初等中等教育局 教育課程課（内線2367）
（職業教育関係）
初等中等教育局 参事官付（内線2904）
（体育関係）
スポーツ・青少年局 企画・体育課（内線2674）
（保健関係）
スポーツ・青少年局 学校健康教育課（内線3380）

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔改訂後〕

〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語総合	4	〇2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	〇
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	〇2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健体育	体育	7~8	〇
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	〇
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話		2	
家庭基礎		2	〇
家庭総合	4		
生活デザイン	4		
情報	社会と情報	2	〇
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	〇2単位まで減可

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語表現Ⅰ	2	〇
	国語表現Ⅱ	2	
	国語総合	4	
	現代文	4	
	古典	4	
	古典鑑賞	2	
地理歴史	世界史A	2	〇
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学基礎	2	〇
	数学Ⅰ	3	
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	理科基礎	2	2科目 （「理科基礎」「理科総合A」又は「理科総合B」を少なくとも1科目含む。）
	理科総合A	2	
	理科総合B	2	
	物理Ⅰ	3	
	物理Ⅱ	3	
	化学Ⅰ	3	
	化学Ⅱ	3	
	生物Ⅰ	3	
	生物Ⅱ	3	
	地学Ⅰ	3	
地学Ⅱ	3		
保健体育	体育	7~8	〇
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	〇
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	
オーラル・コミュニケーションⅡ		4	
英語Ⅰ		3	
英語Ⅱ		4	
リーディング		4	
ライティング		4	
家庭	家庭基礎	2	〇
	家庭総合	4	
	生活技術	4	
情報	情報A	2	〇
	情報B	2	
	情報C	2	
総合的な学習の時間		3~6	〇

対象	教科等	特例の内容	適用される規定	適用されない規定
平成21～24年度の入学生に係る教育課程	福祉	○学校の判断により、福祉の各科目及びその内容等の全部又は一部を新学習指導要領によることができる。 ○新学習指導要領に基づく科目「介護総合演習」についても「総合的な学習の時間」の代替が可能。	○改正後の学校教育法施行規則（以下、「新省令」という。）別表第3(2)の福祉の項の各科目 ○新学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄の各科目 ○現行学習指導要領第1章第4款の7に「介護総合演習」を追加 ○新学習指導要領第3章第8節	
平成22～24年度に在籍するすべての生徒に係る教育課程	総則	○原則として、新学習指導要領による。ただし、各教科・科目及び単位数等、各教科・科目の履修等に関する内容は現行学習指導要領による。（数学、理科、福祉、理数及び総合的な学習の時間については、別に定める特例に従う。）	○新学習指導要領第1章第1款、第4款、第5款、第6款並びに第7款の2、4及び5	○現行学習指導要領第1章第1款、第5款、第6款、第7款並びに第8款の2、4及び5
	保健体育 芸術 体育 音楽 美術	○学校の判断により、内容の全部又は一部を新学習指導要領によることができる。	○新学習指導要領第2章第6～7節及び第3章第10～12節	○現行学習指導要領第2章第6～7節及び第3章第10～12節
	総合的な学習の時間	○新学習指導要領による。 ○特に必要がある場合は2単位に減可。	○新学習指導要領第1章第2款の2の表総合的な学習の時間の欄及び第3款の1の(2) ○新学習指導要領第4章	○現行学習指導要領の総則第4款（7を除く。）
	特別活動	○新学習指導要領による。	○新学習指導要領第5章	○現行学習指導要領第4章
平成24年度の入学生に係る教育課程	数学 理科	○新学習指導要領による。	○新省令別表第3(1)の数学及び理科の項 ○新学習指導要領第1章第2款の2の表数学及び理科の欄	○現行学校教育法施行規則（以下、「現行省令」という。）別表第3(1)の数学及び理科の項

		<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領第1章第3款の1の(1)のエ及びオ ○新学習指導要領第2章第4節及び第5節 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行学習指導要領第1章第2款の2の表数学及び理科の欄 ○現行学習指導要領第1章第3款の1の(4)及び(5) ○現行学習指導要領第2章第4節及び第5節
理数	○新学習指導要領による。	<ul style="list-style-type: none"> ○新省令別表第3(2)の理数の項 ○新学習指導要領第1章第2款の3の表理数の欄 ○新学習指導要領第3章第9節 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行省令別表第3(2)の理数の項 ○現行学習指導要領第1章第2款の3の表理数の欄 ○現行学習指導要領第3章第9節